

特定外来生物の拡大を防ぐために

特定外来生物とは？

特定外来生物は、人間の活動によって海外から日本に入ってきた生き物のうち、生態系、ヒトの生命・身体、農林水産業への被害が大きい、または被害を及ぼす恐れがあるとして環境省※が指定する生き物のことです。

大分県内で確認されている主な特定外来生物

主に農作物へ悪影響を与える



アライグマ



クリハラリス

主に人の身体へ悪影響を与える



セアカゴケグモ

主に生態系（在来種の繁殖）へ悪影響を与える



ソウシチョウ



ガビチョウ



ウシガエル



オオクチバス



オオキンケイギク



ボタンウキクサ

※特定外来生物による被害を防ぐため、「外来生物法」により以下の行為が**原則禁止**されています。
飼養・栽培、保管、運搬、輸入、販売、譲渡、野外への放出など

写真提供：環境省

アカミミガメ、アメリカザリガニを野外に放さないで！



令和5年（2023年）6月1日に、
アカミミガメとアメリカザリガニが「条件付特定外来生物」に指定されました。
一般家庭でペットとして飼うことは可能ですが、野外に放す等は禁止されます。
寿命をむかえるまで、責任をもって大切に飼育してください。
アカミミガメの寿命は20～30年、アメリカザリガニの寿命は5年と言われています。

野外で見かけた場合でも、「自分で飼う意思」がない限り、拾ったり、移動させたり、野生の個体を交番や都道府県庁・市町村役場などへ持ち込んだりすることは基本的にしないようお願いします。

私たちに
できること!

外来生物被害予防三原則

入れない

捨てない

拡げない

- 悪影響を及ぼすおそれのある外来生物をむやみに国内に「入れない」ことが重要です。
- すでに外来生物を飼育している場合は、野外に出さないために、絶対に「捨てない」ことが重要です。
- 野外で外来生物が繁殖している場合は、それ以上「拡げない」ことが重要です。

～外来生物および特定外来生物対策に関するご理解とご協力をお願いします～

大分都市広域圏連携都市

大分市・別府市・臼杵市・津久見市・竹田市
豊後大野市・由布市・日出町

大分市 環境対策課 Tel097-537-5758
別府市 生活環境課 Tel0977-21-1134
臼杵市 環境課 Tel0972-86-2706
農林振興課 (アライグマ) Tel0974-32-2413

津久見市 環境保全課 Tel0972-82-9513
農林水産課 Tel0972-82-9514
竹田市 環境課 Tel0974-63-4821
農政課 (アライグマ) Tel0974-63-4805

豊後大野市 環境衛生課 Tel0974-22-1027
農林整備課 Tel0974-22-1097
（アライグマ）
由布市 環境課 Tel097-582-1310
日出町 住民生活課 Tel0977-73-3128